

令和元年 10 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年10月18日(金) 午前9時00分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

| | | | | | |
|-----|----|--------|-----|----|------------|
| 1番 | 木下 | 得代 | 2番 | 大原 | 眞路(会長職務代理) |
| 3番 | 三木 | 洋一 | 4番 | 川田 | 一博 |
| 5番 | 吉田 | 宏明 | 6番 | 山下 | 恭生 |
| 7番 | 松下 | 良夫 | 8番 | 井上 | 賀博 |
| 9番 | 岡野 | 孝文 | 10番 | 村井 | 孝彦 |
| 11番 | 中村 | 康男(会長) | 12番 | 藤本 | 俊彦 |
| 13番 | 宮本 | 賢一 | 14番 | 猪熊 | 幸雄 |
| 15番 | 國重 | 幸代 | 16番 | 穴吹 | 秀雄 |
| 17番 | 梶野 | 和幸 | 18番 | 大西 | 和男 |

欠席委員

なし

傍聴推進委員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 6番 | 中西 | 格 | 13番 | 三木 | 幸作 |
| 14番 | 濱崎 | 郷廣 | | | |

農業委員会事務局出席者

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 細川 | 英樹 |
| 事務局長補佐 | 竹村 | 秀基 |
| 事務局次長 | 黒木 | 弘美 |
| 事務局書記 | 飯尾 | 祐美 |

議事

| | | | | | |
|-------|--------------|-----|--------|----------------------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条許可申請 | 4件 | 田 畑 | 1,943.03 1,814 | m ² m ² |
| 第2号議案 | 農地法第4条許可申請 | 1件 | 田 畑 | 396 | m ² m ² |
| 第3号議案 | 農地法第5条許可申請 | 8件 | 田 畑 | 2,063 2,835 | m ² m ² |
| 第4号議案 | 非農地証明願 | 1件 | 田 畑 | 181 | m ² m ² |
| 第5号議案 | 農地改良に係る届出 | 件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画書 | 43件 | 田 畑 | 102,496.73 6,108 | m ² m ² |
| 第7号議案 | | 件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 第8号議案 | 農業経営改善計画認定申請 | 3件 | 田 畑 | | m ² m ² |
| 報告第1号 | 合意解約 | 2件 | 田 畑 | 5,078 2,809 | m ² m ² |
| 合 計 | | 62件 | 田 畑 | 112,157.76 13,566 | m ² m ² |

令和元年 10 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 10 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 8 号議案まで、合計 60 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 18 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

早速ですが、議案の訂正があります。第 3 号議案 6 番、備考欄に「無断転用」を記載してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。先日の台風 19 号では関東地方が大災害となっております。このような大規模な災害が毎年のように起こり、農業に従事されるかたも心配されていることと思われます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1 4 番の猪熊委員さんと 1 5 番の國重委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、4 番の川田委員さん、5 番の吉田委員さん、6 番の山下委員さんと私で、10 月 17 日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」4 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 393 m²外 2 筆 計 712.77 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 341 m²外 1 筆 計 356.26 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 939 m²外 1 筆 計 1,171 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 1517 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件 4 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当

と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 4番について、譲受人は高松市ですが府中町に居られたのですか。

書記 その周辺に、譲受人の親戚が多いとのこと。また、通作距離は約16キロ、車で30分程の距離で、申請地の隣に所有農地があり週3回通っておられます。現地確認したところ、農機具もあり耕作していると認められます。

山下委員 受人反別が1,816㎡ですが、農地を取得する際の下限面積を満たしているのですか。

書記 今回、取得する農地を合わせて下限面積の3,000㎡を満たします。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。

なお、第2号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、4番川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積396㎡【議案読み上げ】

川津文化センターから北西に約300mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 貸倉庫、車両置場、資材置場 用地

申請理由 申請者の父が、水道事業を営んでいた昭和50年頃に、車両置場、資材置場が無かったため、申請地に倉庫を建築し利用していました。その後、設立した会社に申請地を、貸倉庫、車両置場、資材置場として貸借し現在に至っており、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございまし

たが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 第2号議案「農地法第4条許可申請」については川田委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番、3番、4番については現地調査を実施しておりますので、5番吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番、3番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 509 m²【議案読み上げ】

坂出市立加茂小学校から 東へ約 300m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場

申請理由 申請地は耕作する人手がなく休耕地となっていた。譲受人は、駐車場が不足しており周辺で用地を探していた。そうしたところ、本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・・、面積 493 m²【議案読み上げ】

神谷川に架かる蛸橋から西へ約 300m に位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅

申請理由 譲受人は現在両親と同居していますが、手狭であるため、叔父所有の本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 663 m²【議案読み上げ】

綾川にかかる新雲井橋から東へ約 300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場

申請理由 借り人は調剤薬局を経営しており、申請地西側で新たに調剤薬局を開業することとなり、駐車場用地を探していた。また、同時期に隣接する内科クリニックにおいても、駐車場用地が必要となり、この駐車場を賃貸する形で関係者との協議がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。2番、3番、4番につきましては、先ほどの吉田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 499 m²【議案読み上げ】

港公民館から東へ約 300mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は現在アパートに住んでいますが、実家のすぐ近くで、父所有の本申請地に住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

5番、・・・、面積 148 m²外2筆 合計 309 m²【議案読み上げ】

坂出警察署から南東へ約 200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 譲受人は現在借家に住んでいますが、実家のすぐ近くで、住宅建築を計画したため。

農地の区分 都市計画法により用途が第二種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 130 m²【議案読み上げ】

坂出市立瀬居小学校から西へ約 200mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人の父が、昭和 47 年より住宅および倉庫を建て居住していたが、一部が本申請地に及んでいることが判明したため、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

7番と 8番は同一の申請者からのため、併せてご説明いたします。

7番、・・・、面積 516 m² 外 3 筆 計 1,432 m²【議案読み上げ】 8番、・・・、面積 863 m²【議案読み上げ】

弘法寺北公民館から 西へ約 100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は太陽光発電事業を拡大するため坂出市で設置できる土地を探していたところ、譲渡人から売却したいとの相談があり、計画しました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」8 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1 番の無断転用の内容は。

事務局次長

20 年前に物置を建てており、始末書の提出があります。

三木委員

4 番について、転用目的が駐車場ですが、説明からすると自己の駐車場と病院への貸駐車場となるのですか。

事務局次長

その通りです。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」8件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、4番川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積135㎡外1筆 計181㎡【議案読み上げ】

川津文化センターから北西に約200mに位置します。

申請理由 申請地の北側には母屋が建っています。申請地には納屋が建てられ、農地法施行以前から宅地として利用しているものであります。

申請理由についての証明 国土地理院発行の昭和22年撮影の航空写真があります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 第4号議案「非農地証明願」1番につきましては、川田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 この土地は、第2号議案の1番の土地と接しているのですか。

事務局長補佐 約100m離れています。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」43件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 農業経営改善計画の認定申請は、今回 3 件提出されており、2 件が新規で 1 件が更新でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の 8 日に開催されました坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を 16 ページにまとめており、17 ページ以降 22 ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第 8 号議案の 1 番は吉田委員さんが関係者となりますので第 8 号議案の 1 番の審議にあたって、吉田委員さんの退室をお願いいたします。

(吉田委員 退室)

会長職務代理 第 8 号議案の 1 番について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(吉田委員 入室)

会長職務代理 第 8 号議案の 2 番・3 番について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 8 号議案「農業経営改善計画認定申請」3 件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 961 m²外 9 筆 計 6,716 m²【議案読み上げ】

2 番、・・・、面積 939 m²外 1 筆 計 1,171 m²【議案読み上げ】

以上、農地法第 18 条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がございましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」2 件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 （事務局からの連絡事項等）

※農業委員会業務必携の配布について

※研修会について

※農林水産省アンケートについて

会長職務代理 それでは、これもちまして10月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時54分終了

令和元年10月18日